Ⅵ　原子力発電所の安全確保に関する協定書等

原子力発電所の安全確保に関する協定書

佐賀県及び玄海町（以下「甲」という。）と九州電力株式会社（以下「乙」という。）とは、乙が玄海町に設置する玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）の周辺地域住民の安全確保等について、次のとおり協定を締結する。

（関係法令及び協定の遵守等）

第１条　乙は、発電所の保守運営に当たっては、関係法令及びこの協定を遵守し、周辺地域住民の安全確保と周辺環境の保全のために万全を期するものとする。

２　乙は、発電所の保守運営に当たっては、発電所職員等に対する教育訓練の徹底を図ること等により、安全管理体制の強化に努めるものとする。

（環境放射能及び温排水の測定等）

第２条　甲及び乙は、発電所周辺の環境放射能及び温排水に関する測定を実施する。

２　前項の測定については、あらかじめ甲、乙協議して定めるものとする。

３　甲は、乙の行う第１項の測定に立ち会うことができるものとする。

４　甲は、第１項の規定に基づき実施した甲及び乙の測定結果について公表するものとする。

（佐賀県原子力環境安全連絡協議会）

第３条　甲は、発電所の周辺地域における環境の保全と原子力に関する知識の普及を図ることを目的として佐賀県原子力環境安全連絡協議会を設置するものとする。

２　乙は、前項の協議会の運営については積極的に協力するものとする。

（事前了解等）

第４条　乙は、次に規定する場合は、事前に甲の了解を得るものとする。

(1) 発電用原子炉施設を変更しようとするとき。

(2) 土地の利用計画及び冷却水の取排水計画を変更しようとするとき。

(3) 新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画（輸送上の安全対策を含む。）を策定しようとするとき。

(4) 廃止措置を講じようとするとき。

２　乙は、発電所の運転状態に関して公衆に特別の広報を行う場合は、甲に対し、事前に連絡するものとする。

（平常時における連絡）

第５条　乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的に又は甲の求めに応じ、連絡するものとする。

(1) 環境放射能の測定結果

(2) 温排水の測定結果

(3) 発電所職員等に対する教育訓練の実施計画及び実施状況

(4) 廃止措置の実施状況

(5) その他発電所の保守運営状況

（異常時における連絡）

第６条　乙は、甲及び唐津市に対し、次に掲げる場合は、発生時に連絡するものとする。

(1) 原子炉が運転中又は停止中（定期検査等の計画停止を含む。）の発電用原子炉施設及び廃止措置期間中の発電用原子炉施設について機能を維持すべき施設に故障があったとき。

(2) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

(3) 発電所敷地内において火災が発生したとき。

(4) 放射線業務従事者その他の者の放射線による被ばくが、法令に定める線量当量限度を超えたとき又は基準以下の放射線による被ばくであっても被ばく者に対して特別の措置を行ったとき。

(5) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外に漏えいし、一時的に管理区域の設定をしたとき。

(6) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。

(7) その他緊急事態が発生したとき。

（立入調査）

第７条　甲は、前条に規定する場合及び周辺地域住民の安全確保のため必要があると認める場合は、発電所施設内その他必要な場所に立入調査することができるものとする。

２　前項の立入調査を行う場合は、甲は乙に対し、立入者の職、氏名その他必要な事項を通知するものとする。

（措置の要請）

第８条　甲は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため必要があると認める場合は、乙に対し、国を通じ又は直接、適切な措置を講ずることを求めるものとする。

（連絡の方法）
第９条　乙は、甲に対し、次に掲げるところにより連絡するものとする。
(1) 第４条第１項の事前了解を得ようとするとき並びに同条第２項及び第５条の連絡については、文書をもって行う。
(2) 第６条の連絡は、直ちに電話で行った後、文書をもって行う。
２　乙が、唐津市に連絡する場合は、前項第２号の規定を準用するものとする。

（損害の補償）
第 10 条　乙は、発電所の保守運営に起因して周辺地域住民に損害を与えた場合は、すみやかに補償するものとする。

（協定の改定）
第 11 条　この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議に応ずるものとする。

（覚書）
第 12 条　この協定の施行に必要な事項については、甲、乙協議のうえ、別に覚書を交換するものとする。

（その他）
第 13 条　この協定に定めた事項について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書３通を作成し、甲及び乙において記名押印のうえ、当事者各１通を保有する。

昭和４７年１１月　６日
昭和６２年１２月２８日　　一部変更
平成 元 年　７月２４日　　一部変更
平成１０年　６月　１日　　一部変更
平成１７年　１月　１日　　一部変更
平成２７年１１月１８日　　一部変更

甲　佐賀県佐賀市城内一丁目１番５９号
　　佐賀県知事

甲　佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦３４８番地
　　玄海町長

乙　福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目１番８２号
　　九州電力株式会社
　　代表取締役社長

※ 上記は最終変更時点の締結当事者

原子力発電所の安全確保に関する協定書に基づく覚書

佐賀県及び玄海町（以下「甲」という。）と九州電力株式会社（以下「乙」という。）は原子力発電所の安全確保に関する協定書（以下「協定書」という。）第12条に基づき、次のとおり覚書を交換する。

１　乙は、周辺環境の保全のため、公害関係法規のみならず、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 大気汚染防止対策

補助ボイラーに使用する重油の含有いおう分は、０．５％以下とする。

(2) 水質汚濁防止対策

イ　冷却水の取水口と放水口における温度差は、おおむね７℃以内とする。

ロ　冷却水については、放水口において残留塩素が検出されないこととする。

ハ　排水については、排水処理施設出口において、次の排水処理基準に適合するよう処理する。

項　　目	基　準　値
水素イオン濃度	５．８～８．６
化学的酸素要求量	２０mg/ℓ以下
浮遊物質量	３０mg/ℓ以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱物油)	日間平均　１mg/ℓ以下 （最大　２mg/ℓ以下）
処理施設排水量	５，７００m^3/日以下

(3) 騒音防止対策

騒音を発生するおそれのある機器については、高性能の消音装置の設置等により、騒音の低減に努め、周辺の生活環境を損なわないように措置する。

２　乙は、次に掲げる測定を行いその結果を記録し、毎月甲に報告する。

(1) 大気関係

補助ボイラーに使用する重油中の含有いおう分を毎月測定する。

(2) 水質関係

イ　取水口及び放水口において水温を連続測定する。

ロ　冷却水の放水口において残留塩素を毎日測定する。

ハ　排水処理施設出口において水素イオン濃度、化学的酸素要求量については、毎週１回以上、浮遊物質量及びノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱物油)については、毎月１回以上測定する。

(3) 前記各号の測定は、日本産業規格に定める方法による。

3　甲及び乙は、協定書第２条第４項の測定結果についてクロスチェック等技術的事項の検討を行うものとする。

4　協定書第４条第１項に規定する事前了解は、次に掲げるところによる。

(1) 協定書第４条第１項第１号に規定する発電用原子炉施設を変更しようとするときとは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６６号。以下「炉規法」という。）第４３条の３の５第２項第５号に規定する発電用原子炉施設について、炉規法第４３条の３の８第１項の規定に基づき許可を受けて変更しようとする場合をいう。

(2) 協定書第４条第１項第４号に規定する廃止措置を講じようとするときとは、廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について、炉規法第４３条の３の３４第２項の規定による認可(以下「廃止措置計画認可」という。）又は同条第３項において準用する炉規法第１２条の６第３項の規定による変更の認可（以下「廃止措置計画変更認可」という。）を受けて、廃止措置を講じようとする場合をいう。

5　協定書第５条に規定する平常時における定期的な連絡は、次に掲げるところによる。

(1) 協定書第５条第１号の環境放射能の測定結果については、次により行う

イ　モニタリングポイント	毎四半期
ロ　サーベイルート	毎半期
ハ　モニタリングポスト	毎月
ニ　環境試料	毎四半期

(2) 協定書第５条第２号の温排水の測定結果については、年１回文書により行う。

(3) 協定書第５条第３号の発電所職員等に対する教育訓練については、次により行う。

イ　実施計画	毎年度
ロ　実施状況	毎四半期

(4) 協定書第５条第４号の廃止措置の実施状況については、次により行う。

イ　廃止措置計画認可又は廃止措置計画変更認可を受けて実施する廃止措置の実施状況	毎月
ロ　炉規法第４３条の３の３４第３項において準用する炉規法第１２条の６第３項ただし書に規定する廃止措置計画の軽微な変更	変更の都度

(5) 協定書第５条第５号のその他発電所の保守運営状況については、次により行う。

イ　発電実績	毎月

ロ　原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度圧力及び流量　毎四半期

ハ　核燃料物質の状況

受入・払出状況	その都度
消費状況	毎月
管理状況	毎半期（７月及び１月）

ニ　放射線管理の状況　毎半期（５月及び 11 月）

ホ　放射性廃棄物の管理状況　毎月

ヘ　定期検査の実施計画及びその結果　定期検査の都度

ト　原子炉施設保安規定　変更の都度

チ　炉規法第４３条の３の５第２項第５号に規定する発電用原子炉施設について、炉規法第４３条の３の８第４項に規定する変更　変更の都度

6　協定書第６条の異常時における連絡は、同条に規定するもののほか、次に掲げるところによる。

(1) 協定書第６条第１号の廃止措置期間中の発電用原子炉施設について機能を維持すべき施設とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和５３年通商産業省令第７７号）第１１６条第２項第６号の規定により添付する書類に掲げる施設・設備及び機器をいう。

(2) 協定書第６条第１号の原子炉が運転中又は停止中（定期検査等の計画停止を含む。）の発電用原子炉施設及び廃止措置期間中の発電用原子炉施設について機能を維持すべき施設に故障があったときには、次に掲げる場合が該当するものとする。

イ　原子炉施設保安規定で定める放射性物質の放出管理目標値に照らして、異常な量の放射性物質を放出した場合又はそのおそれがある場合

ロ　燃料、原子炉冷却材圧力バウンダリの放射性物質障壁機能が喪失した場合

ハ　前記ロ以外の放射性物質を内包する系統、機器の放射性物質保持機能が喪失した場合

ニ　安全保護系、工学的安全施設等の安全系が作動した場合

ホ　安全保護系、工学的安全施設等の安全系の機能が喪失した場合

ヘ　その他安全上必要な構築物、系統及び機器等の機能喪失により、安全確保のための特別な措置を行う必要がある場合

(3) 協定書第６条第４号の特別の措置とは、電離放射線障害防止規則（昭和４７年労働省令第４１号）第４４条に規定する医師の診察又は処置を行ったときとする。ただし、同条第２号は除く。

(4) その他緊急事態として国へ報告する事項については、その都度速やかに報告するものとする。

7　協定書第９条第１項第２号に規定する文書による連絡は、１週間以内に行うものとする。

8　この覚書について疑義が生じたとき、この覚書に定めのない事項について新たに定めをする必要が生じたとき又はこの覚書に定めた事項について変更する必要が生じたときは、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

以上のとおり覚書を交換した証として、この証書３通を作成し、当事者記名押印のうえ、当事者各１通を保有する。

昭和４９年１２月２３日
昭和５２年　９月　２日　　一部変更
昭和５５年　２月　４日　　一部変更
昭和５５年　３月１４日　　一部変更
昭和５７年　３月３０日　　一部変更
昭和６２年１２月２８日　　一部変更
平成 元 年　７月２４日　　一部変更
平成　４年１２月２５日　　一部変更
平成１０年　６月　１日　　一部変更
平成１４年　４月　１日　　一部変更
平成１７年　１月　１日　　一部変更
平成２５年　７月　８日　　一部変更
平成２７年１１月１８日　　一部変更
令和 元 年１０月２５日　　一部変更

甲　佐賀県佐賀市城内一丁目１番５９号
　　佐賀県知事

甲　佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦３４８番地
　　玄海町長

乙　福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目１番８２号
　　九州電力株式会社
　　代表取締役社長執行役員

※ 上記は最終変更時点の締結当時者

令和８年１０月

佐　賀　県　県　民　環　境　部
原　子　力　安　全　対　策　課

〒840-8570
佐賀県佐賀市城内一丁目１番５９号
TEL　(0952)25-7081(直通)
FAX　(0952)25-7269

＜インターネットによる情報公開＞

本県の原子力行政に関する情報などは、佐賀県庁ホームページ(https://www.pref.saga.lg.jp/)のトップページにあるバナー「佐賀県の原子力安全行政」で公開しています。

佐賀県
SAGA PREFECTURAL GOVERNMENT

この冊子は再生紙を使用しています。